

税

問合せ 税務課

家屋を取り壊したときは 忘れずに届出を!

家屋の一部、または全部を取り壊した場合、所有者は滅失の届出をしていただく必要があります。

今年中に届出がなければ、引き続き固定資産税・都市計画税が課税される場合がありますので、必ず届出をしてください。



入湯税って何ですか?

本市では一定の成分を含有している温泉「鉱泉浴場」への入湯に対し入湯税を課税しています（井戸水や水道水を沸かしている銭湯などは対象外）

鉱泉浴場の経営者が徴収し、市に納入することとなります。

納められた入湯税は、観光振興などのイベントの助成や環境衛生施設の整備のために使われます。

税額

- 宿泊：1泊150円
- 日帰り：1日75円

※年齢が12歳未満の人は、課税が免除されます。

◆ 令和4年度入湯税収入額
10,791千円

入湯税の使いみち

令和4年度は、観光振興事業、施設組合負担金事業に、それぞれ充当しました。

事業名	事業費(万円)	充当額(万円)
観光振興事業	14,891	1,079
施設組合負担金事業	126,626	
合計	141,517	1,079



税務署からのお知らせ

問合せ 泉佐野税務署
☎ 462-3471

所得税及び

復興特別所得税の

予定納税(第2期分)

前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額を「予定納税」として11月(第2期分)に納めることとなります。

予定納税が必要な人には、6月中旬に税務署から「令和5年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」を送付しています。この通知書に記載された第2期分の金額が納税する額です。納期限は11月30日(木)までとなっています。金融機関の窓口などで納付してください。振替納税をご利用の人は、納期限に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされまします。納期限前日までに預貯金残高をご確認ください。廃業、休業または業況不振などの理由により、第2期分の予定納税の減額申請をする場合は11月15日(水)までに「予定納税額の減額申請

書」に必要事項を記載した上、所轄税務署に提出してください。

■消費税の届出は

お済みですか?

個人事業者の人で、令和4年分(基準期間)の課税売上高が1,000万円を超えている場合や、令和5年1月1日〜6月30日の期間(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、令和6年分は消費税の課税事業者に該当します。令和6年分から新たに課税事業者(消費税の申告・納付が必要な人)となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書(基準期間用)」「または「消費税課税事業者届出書(特定期間用)」を提出する必要があります。なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。また、インボイス発行事業者は、基準期間の課税売上高に関わらず、課税事業者(消費税の申告・納付が必要な人)となります。

■年末調整に関する情報

年末調整に関する動画やパンフレットは、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかる

ページ」に掲載しています。また、「扶養控除等(異動)申告書」などの年末調整関係の用紙も「年末調整がよくわかるページ」から取得できます。



▲年末調整がよくわかるページ

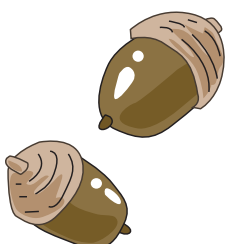
■納税協会年末調整説明会

納税協会では、税の専門家による年末調整説明会を開催しています!なお、納税協会が開催する説明会に関する情報は、納税協会連合会のホームページに掲載しています。

※納税協会は、各種説明会、広報活動および租税教育への取組など公益性の高い活動を行っています。



▲年末調整説明会



大阪府からのお知らせ

個人事業税（第2期分）

※納期限は11月30日(木)です

第2期分の納付書は、第1期分の納付書に同封しています。年間の税額が1万円以下の場合、第2期分の納付書はありません。口座振替をご利用の場合、納付書はお送りしていません。納付書を破損・紛失された場合は、府税事務所へ問い合わせてください。

納付場所・納付方法

●府税事務所

●府内の各郵便局

●府の指定金融機関、指定代理金融機関もしくは収納代理金融機関

●コンビニエンスストア、MMK設置店

●「地方税統一QRコード(eLQR)」に対応した金融機関

●「地方税統一QRコード(eQR)」に対応したスマートフォン決済アプリ

●「地方税お支払サイト」を利用した納付

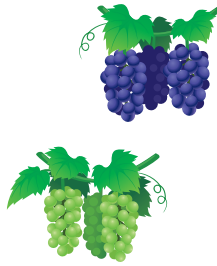
なお、「地方税お支払サイト」を利用し、クレジットカード納付、ペイジー納付(ATM、インターネットバンキング)ができません。詳しくは、「地方税お

支払サイト」をご確認ください。

※納期限日に指定口座から自動引き落としされる口座振替制度もご利用ください。詳しくは府税事務所へ問い合わせてください。納税の猶予制度がありますので早めに相談してください。

問合先 泉南府税事務所

(☎439・3601)



▲地方税お支払サイト

国民年金

問合先 国保年金課

「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」が発行
年末調整・確定申告まで

大切に保管を!

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

す。その年の1月1日～12月31日に納付した保険料が対象です。(過去の年度分や追納保険料も含まれます。)

また、家族の国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。国民年金保険料を納付した人については、「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」が日本年金機構から下記のスケジュールにて送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。マイナンバーから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナンバーの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。(登録をするると郵送されなくなります。)

電子版の利用方法などは、日本年金機構のホームページで確認してください。

問合先

●貝塚年金事務所 (☎431・1122)

●ねんきん加入者ダイヤル 0570・003・004 (ナビ

ダイヤル)

※050から始まる電話でかける場合は ☎03・6630・2525へ

	対象	送付方法	送付時期
①	令和5年1月1日～10月2日に国民年金保険料を納付した人	郵送	令和5年10月下旬～11月上旬にかけて順次
②	①のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った人	電子送付	令和5年10月中旬～10月下旬にかけて順次
③	令和5年10月3日～12月31日に国民年金保険料を納付した人(①の対象者除く)	郵送	令和6年2月上旬
④	③のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った人	電子送付	令和6年1月下旬

